

お客様各位

2016年6月14日

福山グローバルソリューションズ株式会社

国際海上輸出コンテナの総重量確定方法の制度化（SOLAS条約）について

拝啓時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月1日より発行される SOLAS 条約の一部改訂に基づき、日本国において国土交通省はこの改訂条約を実施する為、特殊貨物船舶運送規則及び、危険物船舶運送及び貯蔵規則を一部改定すると共に、『特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示』及び『危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示』を制定しました。

コンテナ総重量確定方法については、以下2つの方法の何れかとなります。

- 1) 貨物が入ったコンテナの総重量を適切な計測器で計測する方法
- 2) 適切な計測器で個々の貨物、梱包材を計測し、それらと空コンテナの重量を足し合わせるにより確定する方法

お客様におかれましては以下の内容通り混載（LCL）及び FCL の輸送形態別に国土交通省のマニュアルに基づく計量方法や、コンテナ総重量の確定方法についてご確認頂き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

SOLAS 条約改定の詳細については国土交通省のホームページをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

・LCL 貨物対応について

お客様もしくはお客様が指定された関連業者様から提示頂く貨物の GROSS WEIGHT 情報をもとに混載業者がコンテナ自重等を足し合わせて総重量を確定致します。

但し、お客様におかれましても従来通りの計測法に基づく特定計測器を用いることで正確な測量を御願い申し上げます。

FUKUYAMA GLOBAL SOLUTIONS, INC

2-6-12, Minamihonmachi, Chuo-ku, Osaka, 541-0054, Japan

TEL:06-6210-3871 FAX:06-6210-3883

・FCL 貨物対応について

改訂 SOLA 条約を受け国土交通省は実運送人である船会社の B/L 上に荷送人 (SHIPPER) として記載される者が責任を負うという定義付けをされております。

しかしながら弊社 NVOCC の立場では実際に貨物を確認することはなく実荷主様に改訂条件に順守された計測を御願いし、またそれを確認する立場となりますので今後 FCL 貨物の場合はコンテナ総重量確定方法を文書にてご提示頂く場合もありますのでご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※荷送り人が自らコンテナ重量を確定する場合は国土交通省への届出が必要になります。

※荷送人に代わり第三者がコンテナ総重量の確定を行う場合は国土交通省での登録が必要となります。

※弊社 B/L について、この度の条約改定の内容に合致する以下の文言に変更することを予定しております。

“Shipper’ s weight, load & count, Description, No of packages, weight unknown to the carrier”

本件につきましては今後随時ご報告を致しますので、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

Osaka Office : TEL:06-6210-3871 FAX:06-6210-3883

Tokyo Branch : TEL:03-6458-5839 FAX:03-6458-5849